

平成 29 年 1 月 20 日

各 位

インフラファンド発行者名  
タカラレーベン・インフラ投資法人  
代表者名 執行役員 菊池 正英  
(コード番号 9281)

管理会社名  
タカラアセットマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 舟本 哲夫  
問合せ先 取締役投資運用部長 高橋 衛  
(TEL: 03-6262-6402)

### 規約変更及び役員選任に関するお知らせ

タカラレーベン・インフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の本投資法人役員会において、下記のとおり規約一部変更及び役員選任について、平成 29 年 2 月 24 日に開催する予定の第 4 回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

なお、下記の事項は、上記本投資主総会での各議案の承認可決をもって効力を生じます。

#### 記

#### 1. 規約一部変更の主な理由及び内容について

- (1) 規約の簡素化のために、第 1 期営業期間の終了に伴い、不要となった規定を削除するものです（現行規約第 37 条ただし書）。
- (2) 投資法人における税務と会計の不一致の問題に関して、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）、投資法人の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令第 47 号。その後の改正を含みます。）及び租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。）等が改正されたことに伴い、利益の定義について、投信法の内容と平仄を合わせるほか、配当積立金及びこれに類する積立金並びにその他の任意積立金等の留保等の処理ができることを明示するため、規定の変更を行うものです（現行規約第 38 条第 1 号）。

#### 2. 執行役員 1 名選任について

執行役員菊池正英から、任期の調整のため、本投資主総会の終結のときをもって一旦辞任する旨の申し出があったため、本投資主総会において改めて執行役員 1 名（菊池正英）の選任をお願いするものです。

（執行役員 1 名選任の詳細については、添付資料「第 4 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

#### 3. 補欠執行役員 1 名選任について

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、平成 29 年 2 月 24 日付で補欠執行役員 1 名（高橋衛）の選任をお願いするものです。

（補欠執行役員 1 名選任の詳細については、添付資料「第 4 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

#### 4. 監督役員 2 名選任について

監督役員鈴木隆及び森田康裕から、任期の調整のため、本投資主総会の終結のときをもって一旦辞任する旨の申し出があったため、本投資主総会において改めて監督役員 2 名（鈴木隆及び森田康裕）の選任をお願いするものです。

（監督役員 2 名選任の詳細については、添付資料「第 4 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

#### 5. 投資主総会等の日程

平成 29 年 1 月 20 日 本投資主総会提出議案の承認にかかる役員会決議  
平成 29 年 2 月 7 日 本投資主総会招集ご通知の発送（予定）  
平成 29 年 2 月 24 日 本投資主総会の開催（予定）

以 上

<添付資料>

第 4 回投資主総会招集ご通知

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※本投資法人のホームページアドレス：<http://www.tif9281.co.jp/>

(証券コード 9281)

平成29年2月7日

投資主各位

東京都千代田区大手町二丁目1番1号  
タカラレーベン・インフラ投資法人  
執行役員 菊池正英

## 第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第4回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年2月23日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を下記のとおり定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、投資主様が保有している議決権の数は出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されるものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約抜粋>

(みなし賛成)

第14条 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2. 前項の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

- |      |   |   |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成29年2月24日（金曜日）午後2時   |
| 2. 場 | 所 | 東京都中央区日本橋兜町2番1号<br>東京証券取引所ビル 2階 東証ホール<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |

### 3. 投資主総会の目的である事項

#### 決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件

以上

---

(お願い)

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、議決権行使書面とともに代理権を証する書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(ご案内)

- ◎ 投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法  
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://tif9281.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎ 当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるタカラアセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約一部変更の件

##### 1. 変更の理由

- (1) 規約の簡素化のために、第1期営業期間の終了に伴い、不要となった規定を削除するものです（現行規約第37条ただし書）。
- (2) 投資法人における税務と会計の不一致の問題に関して、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）等が改正されたことに伴い、利益の定義について、投信法の内容と平仄を合わせるほか、配当積立金及びこれに類する積立金並びにその他の任意積立金等の留保等の処理ができることを明示するため、規定の変更を行うものです（現行規約第38条第1号）。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>(営業期間及び決算期)</p> <p>第37条 本投資法人の営業期間は、毎年6月1日から11月末日まで及び12月1日から翌年5月末日まで(以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。)とする。<u>ただし、第1期営業期間は、本投資法人設立の日から平成28年5月末日までとする。</u></p> <p>(金銭の分配の方針)</p> <p>第38条 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p>	<p>(営業期間及び決算期)</p> <p>第37条 本投資法人の営業期間は、毎年6月1日から11月末日まで及び12月1日から翌年5月末日まで(以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。)とする。</p> <p>(金銭の分配の方針)</p> <p>第38条 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>1. 利益の分配</p> <p>投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、<u>出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除して算出した金額をいう。</u>以下同じ。）の金額は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って計算されるものとする。</p> <p>分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15（以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に規定される配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」という。）の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。以下本条において同じ。）を超えるものとして、本投資法人が決定する金額とする。なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てる<u>ことができる。</u></p> <p>利益の金額のうち、分配金に充当せず留保したものについては、本投資法人の資産運用の対象及び方針に基づき運用を行うものとする。</p> <p>2. ～5. (省略)</p>	<p>1. 利益の分配</p> <p>投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除して算出した金額をいう。以下同じ。）の金額は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って計算されるものとする。</p> <p>分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15（以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に規定される配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」という。）の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。以下本条において同じ。）を超えるものとして、本投資法人が決定する金額とする。なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立て、<u>又は留保その他の処理を行うことができる。</u></p> <p>利益の金額のうち、分配金に充当せず留保したものについては、本投資法人の資産運用の対象及び方針に基づき運用を行うものとする。</p> <p>2. ～5. (現行どおり)</p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員菊池正英から、任期の調整のため、本投資主総会の終結のときをもって一旦辞任する旨の申し出があったため、本投資主総会において改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、本投資法人現行規約第18条第2項本文の定めにより、就任する平成29年2月24日より2年間とします。

なお、本議案は、平成29年1月20日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況		所有する 本投資法人の 投資口の口数
きく ち まさ ひで 菊 池 正 英 (昭和30年1月10日)	昭和52年4月  平成12年7月  平成14年5月  平成15年6月  平成17年6月  平成20年3月  平成26年3月  平成26年10月  平成27年8月  平成28年10月	三井信託銀行株式会社(現 三井住友信託銀行株式会社)入社 中央三井信託銀行株式会社(現 三井住友信託銀行株式会社) 八千代支店長 中央三井信託銀行株式会社(現 三井住友信託銀行株式会社) 大阪支店営業第一部長 株式会社タカラレーベンへ出向 事業推進部長 株式会社タカラレーベンへ転籍 統括部長 株式会社タカラレーベン 内部 監査室長 タカラアセットマネジメント株式会社へ出向 代表取締役社長 タカラアセットマネジメント株式会社へ転籍 代表取締役社長 タカラレーベン・インフラ投資法人 執行役員(現任) タカラアセットマネジメント株式会社 代表取締役副社長(現任)	0口

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるタカラアセットマネジメント株式会社の代表取締役副社長です。その他、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
2. 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。



### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、平成29年2月24日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、第2号議案が可決されることを条件として、本投資法人現行規約第18条第4項本文の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、本議案は、平成29年1月20日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況		所有する 本投資法人の 投資口の口数
たか はし まもる 高 橋 衛 (昭和45年8月3日)	平成5年4月 平成8年10月  平成11年4月  平成14年4月  平成26年8月  平成26年8月  平成26年8月	オークラヤ住宅株式会社入社 有限会社横浜総合コンサルティング入社 第一地所株式会社（現 中央不動産株式会社）入社 株式会社新生銀行入社 不動産投資部部長、不動産ファイナンス部部長 株式会社タカラレーベン入社（現任） タカラアセットマネジメント株式会社へ出向 投資運用部長 タカラアセットマネジメント株式会社 取締役投資運用部長（現任）	0口

上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるタカラアセットマネジメント株式会社の取締役投資運用部長です。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。なお、上記補欠執行役員候補者については、その就任前に役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員鈴木隆及び森田康裕から、任期の調整のため、本投資主総会の終結のときをもって一旦辞任する旨の申し出があったため、本投資主総会において改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第18条第2項本文の定めにより、就任する平成29年2月24日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	所有する本投資法人の投資口の口数
1	すずき たかし 鈴木 隆 (昭和37年9月15日)	昭和63年4月 弁護士登録 昭和63年4月 アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所(現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所) 入所 平成4年6月 University of Cambridge (Queens' College) 法学修士(LLM) 平成4年9月 Allen & Overy 法律事務所(英国) 執務 平成5年11月 Schellenberg & Haissly 法律事務所(スイス) 執務 平成6年3月 アンダーソン・毛利法律事務所(現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所) 復帰 平成8年1月 鈴木隆法律事務所開設 平成11年6月 濱田松本法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所) パートナー 平成15年9月 京綜合法律事務所 パートナー(現任) 平成18年10月 株式会社マネーパートナーズグループ(旧商号 株式会社マネーパートナーズ) 監査役 平成20年5月 株式会社マネーパートナーズ 監査役(現任) 平成25年8月 バンガード・インベストメンツ・ジャパン株式会社 監査役(現任) 平成27年6月 株式会社マネーパートナーズグループ 取締役(監査等委員)(現任) 平成27年8月 タカラレーベン・インフラ投資法人 監督役員(現任) 平成28年6月 フォスター電機株式会社 監査役(現任)	0口

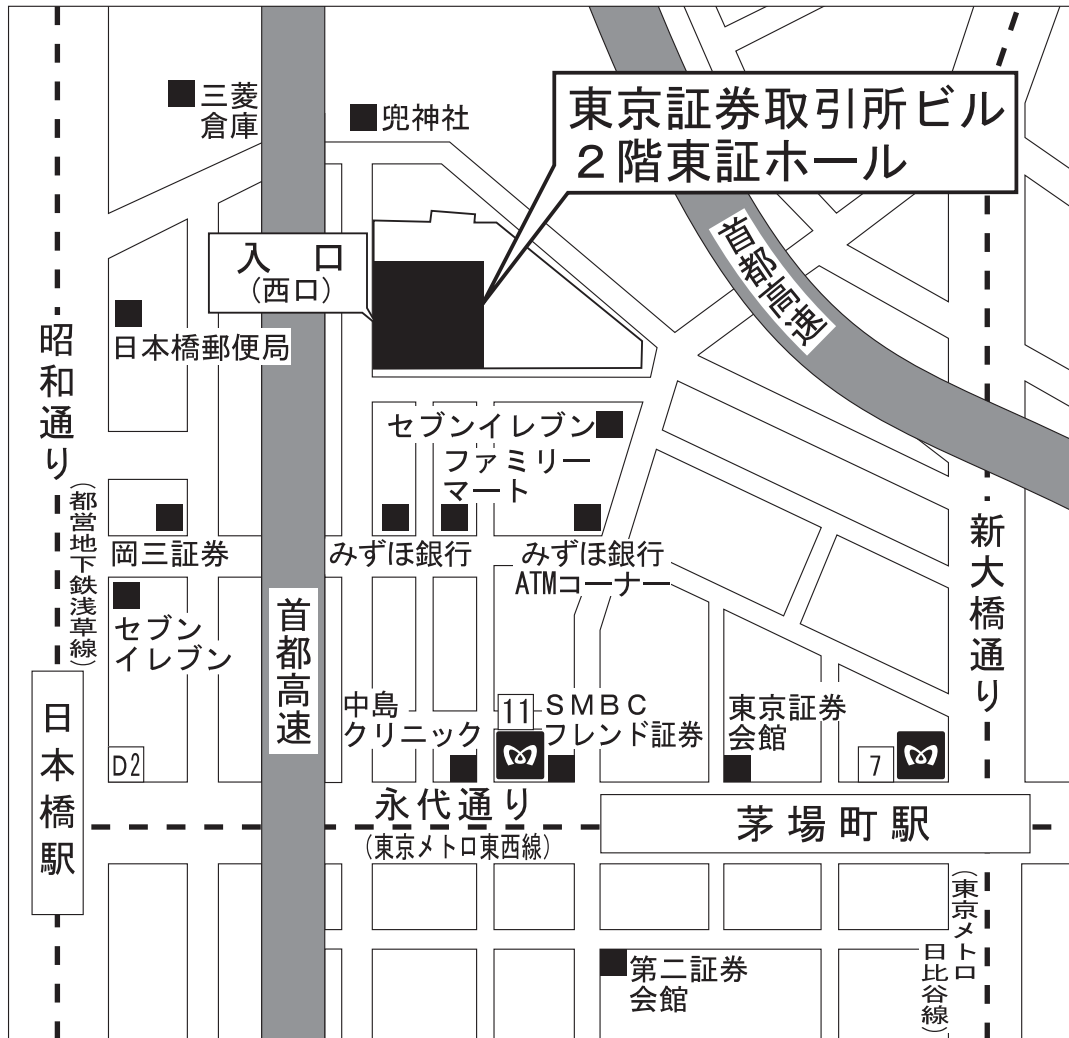
候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、本投資法人における地位 及び重要な兼職の状況		所有する 本投資法人の 投資口の口数
2	もり た やす ひろ 森 田 康 裕 (昭和44年11月19日)	平成4年4月  平成9年1月  平成12年12月  平成13年4月 平成19年12月  平成20年4月 平成21年2月  平成21年10月 平成21年10月  平成24年6月 平成27年8月  平成28年4月	中央信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社） 入社  太田昭和監査法人（現 新日 本有限責任監査法人）入所  太田昭和監査法人 金融サー ビス部  公認会計士登録 経済産業省経済産業政策局 出向  不動産鑑定士登録 新日本有限責任監査法人 ア ドバイザリーサービス部 復 職  東京共同会計事務所入所 森田康裕公認会計士事務所 設立（現任）  税理士登録 タカラレーベン・インフラ投 資法人 監督役員（現任）  グローバル・ワン不動産投資 法人 監督役員（現任）	0口

1. 上記監督役員候補者兩名と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
2. 上記監督役員候補者兩名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。

以 上

# 投資主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋兜町2番1号  
東京証券取引所ビル 2階 東証ホール  
電話 03-3666-0141



## 交通のご案内

東京メトロ東西線	茅場町駅	(出口11)	徒歩5分
東京メトロ日比谷線	茅場町駅	(出口7)	徒歩7分
都営地下鉄浅草線	日本橋駅	(出口D2)	徒歩5分

## お願い

- 東京証券取引所ビルへのご入場は西口よりお願い申し上げます。
- ご入場に当たっては、警備員に議決権行使書面をご提示ください。
- ご入場の際に、警備員による金属探知機の検査があります。
- 会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。